

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

第 1 章 総 則

～ 略 ～

第 10 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議

設立当初の附則やこれまでの定款変更時の附則は変更しません！

※特に、役員や入会金・年会費に変更があった場合も、設立当初の附則の記載は変更しませんので、ご注意ください。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
監事	○ ○ ○ ○
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から〇〇年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から〇〇年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 〇〇〇円
 - (2) 年会費 〇〇〇円

設立当初の附則

※変更しません。

定款変更後の附則：申請時

附 則

この定款は、 年 月 日から施行する。

定款変更認証申請時は、白付空欄で申請してください。

認証されると…横浜市が定款変更認証通知書を発行します。
 認証通知書の日付が〇〇年 10 月 1 日の場合、
 次のとおり記載します。

定款変更後の附則：認証後

附 則

この定款は、〇〇年 10 月 1 日から施行する。

認証後に、認証通知書の日付を記入し、法人の最新の定款として保管します。